

島本町教育委員会 会議録（令和4年第13回 定例会）

日 時	令和4年12月9日（金） 午前9時30分 ～ 午後0時10分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出席者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、南田篤志次長兼子育て支援課長 （教育総務課）廣井信弥課長、小路慧之係長 （教育推進課）佐々木淳平課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課） （生涯学習課）木村友紀主査
委員及び事務局職員	
欠席者	
委員	
議 題	第16号報告 令和4年度冬季休業期間中における児童生徒の指導について 第31号議案 島本町文化財保護審議会委員の委嘱について 第1号請願 島本町の文化財の調査と保存・活用を求める請願について
議決事項	第31号議案、第1号請願
教育長の報告の要旨	別紙議事録のとおり
その他	傍聴者10名

教育長

本日、出席者は5名です。

定数を満たしておりますので、令和4年第13回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、細見教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、細見教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第16号報告「令和4年度冬季休業期間中における児童生徒の指導について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

令和4年12月6日付け島教教第1641号にて、各学校長に対して、冬期休業期間中における児童生徒の指導について通知いたしました。

加えまして、12月校長会において、万全を期すよう、改めて周知をする予定としております。

本町では、資料7ページでございます大阪府教育庁からの通知を踏まえ、大きく2項目7点について留意事項を作成いたしました。

留意事項について、資料5ページを御覧ください。

まず、第1項目目の生徒指導につきましては、5点に分けてお示しております。

1点目は、近年、SNS上のトラブルやいじめ事象が生起している中、児童・生徒に電子端末や携帯電話、スマートフォン等によるインターネット利用の危険性を認識させるとともに、家庭でのルール作りやフィルタリングの徹底等、保護者への啓発を図ること。

2点目のいじめ対応については、教職員一人一人のいじめに対する姿勢や学校の取組を再確認し、組織的に迅速かつ適切な対応に努めること。また、教育相談を実施するなど、児童生徒の不安が生じないように、保護者と密接に連携すること。

3点目につきましては、配慮を要する不登校児童・生徒が増加傾向にあることを踏まえ、冬季休業期間中に全ての児童・生徒の欠席・遅刻・早退等の状況を点検し、必要に応じて家庭や関係機関との連携を

図り、一人一人へのきめ細かい指導支援を充実させること。また、欠席が長期にわたっているなど、気になる児童・生徒については、ヤングケアラーの可能性及び児童虐待も視野に入れ、組織的・計画的な支援を行うこと。

4点目の児童虐待への対応については、学校の果たすべき役割として、児童虐待が判明した場合は、速やかにこども家庭センター及び島本町子育て支援課に通告すること。

そして、5点目として、根深く残るコロナ禍の影響から生じる児童・生徒の不安に配慮し、休業明けのスタートがスムーズに切れるよう万全を期すこと、といたしました。

第2項目目の安全管理・指導につきましては、2点をお示ししました。

1点目は、保護者や地域、関係機関と連携し、子供を守る体制を確立すること。

2点目は、部活動において無理のない活動計画・内容について十分検討の上、児童生徒の健康状態を把握しながら、安全管理及び安全指導に万全を期すること。

以上、簡単ではございますが、「令和4年度冬季休業期間中における児童生徒の指導について」につきましての御説明とさせていただきます。

教育長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員 これを基に、また保護者の方にも、こういう形のものを御説明で何か出されることはありますか。

教育推進課参事 御質問いただいた件につきましては、これと同様、同じものとは違ったものになりますが、各学校において小学校、中学校、発達段階に応じた内容のものを発出することになっております。

加えまして、島本町としても一つ、生徒指導に関わる文書を作成しておりますので、調整し、町としても1部出し、計2点出るということになっております。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものいたします。

それでは、第31号議案「島本町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第31号議案「島本町文化財保護審議会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

資料は、11ページになります。

本町では、文化財保護法に基づき、教育委員会の附属機関として島本町文化財保護審議会を設置し、町内に存する文化財の保護及び活用に努めております。

ページ数13ページをお開きください。

今回、本審議会の委員として委嘱予定の方は、上から村田倫大氏、山中裕之氏、吉原正雄氏、井上光男氏、佐古愛美氏の5名でございます。いずれの方も、文化財に対して深い見識をお持ちの方であることから、前期に引き続いて就任をお願いするものでございます。

任期は、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

まず少し分からないので、この文化財保護審議会の開催とか、去年は何回ぐらいあったのかということを知りたいことと、それから5番の佐古氏が1期目というふうに書いてありますが、その方のもう少し詳しい御専門の内容を知りたいです。

生涯学習課主査

文化財保護審議会の回数につきましては、本年度は、越谷遺跡の現地説明、現地見学会といたしまして2回来ていただきまして、審議会としては1回開催しております。

佐古愛美委員につきましては、専門分野としては中世史となります。中世史の専門家ということで、今回、前回から水無瀬離宮の関係することについても、教えていただけるということで入っております。

教育委員

もう1点追加で、この専門分野が今、近代史、古代史、中世史とい

うふうにあります、あと美術工芸品とあるのですが、選ぶ際に偏りが無いようにだとか、選出されるための何か基準の中で探しておられるということでしょうか。

生涯学習課主査

基準というものはございませんが、島本町におきまして、町指定文化財に指定し、島本町に多い文化財などにいろんな御意見を頂けるように、そのような分野の方に来ていただけるようにしております。

例えば吉原先生でありましたら、町指定文化財で仏像が多かったので、そのように御意見を頂ける方。あとは、水無瀬神宮などに文書などが多く残っておりますので、それらの御意見を頂けますように、近世史、古代史、中世史など、各時代の古文書の方などに来ていただいとるという次第でございます。

教育長

他に御質問はございますか。

教育委員

私は、専門分野がばらけているというか、配慮されて委嘱されているのかなと思ったのですけれども、規定というものはなくても、今おっしゃったように配慮されて、選ばれているのかなというふうにお聞きしたのですけれども、大雑把に近世史であるとか、古代、中世というふうに分けられているのですが、これは、どちらかという日本を中心の専門の分野の方であると、世界ではないというふう理解してよろしいですか。

生涯学習課主査

全ての委員ともに日本の歴史を研究されている方でございます。

教育長

他に御質問はございますか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(約20分間の休憩)

教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第1号請願「島本町の文化財の調査と保存活用を求める請願について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第1号請願「島本町の文化財の調査と保存活用を求める請願について」、御説明申し上げます。

この度、島本町教育委員会請願処理規則第2条の規定に基づく請願書の提出があり、これを受理しましたので、同規則第3条の規定によりその旨を報告し、同規則第4条の規定に基づき採決を求めるものでございます。

それでは、議案資料17ページをお開きください。

本請願書につきましては、本年12月1日付けで、請願代表者 白藤美穂子氏、外211人の請願者の方々から提出がございました。

請願の趣旨につきましては、「島本町の文化財の調査・保存・活用を求める」というものであり、その具体的な請願事項といたしまして3点掲げられております。

1点目は、「JR島本駅西地区の越谷遺跡について、新聞報道の内容を含めた町と有識者による見解の検証と、双方からの納得のいく説明を求めます。そのうえで、住民への現地説明会実施を求めます。」でございます。

2点目は、「水無瀬離宮関連遺跡の調査・保存・活用を求めます。」でございます。

3点目は、「町内の遺跡に説明板を設置し、周回できるような遺跡地図の作成を求めます。」でございます。

請願理由につきましては、17ページに記載の請願書に記載のとおりでございます。

なお、23ページ以降につきましては、請願者から提出のありました参考資料となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御採決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま本請願に関する報告がありました。

続いて、本請願につきましては、請願代表者から趣旨の陳述希望の申出がございました。

この申出を踏まえまして、島本町教育委員会請願処理規則第5条の規定に基づき、本請願の趣旨や事情について、請願者から直接申し述べていただくことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

次に、陳述の方法につきましては、2名の方の陳述希望がございますので2名の陳述を認めるものとし、一人当たりの陳述時間については10分以内とすることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、陳述される請願者の方の御案内をお願いします。

[事務局職員の案内で請願者2名 着席]

教育長

それでは、請願者から、お一人ずつ順番に10分以内で、自己紹介と請願の趣旨や事情についての説明をしていただくようお願いします。

なお、教育委員には、事前に、会議資料として請願書等の写しを配布し、本請願の趣旨等については一定承知しておりますので、請願者におかれましては、この点を御理解の上、簡潔かつ明瞭に請願内容について申し述べていただきますようお願いいたします。

それでは、まずお一人目の方からお願いいたします。

一人目の請願者

島本町民の白藤美穂子と申します。よろしくをお願いいたします。

請願させていただきます。本請願は、わずか10日間で賛同された、私を含め212人もの請願者の願いが籠もっています。代表して意見を述べます。

2020年6月から、島本町駅西側の開発に伴う文化財調査が始まりました。出土した尾山遺跡には、美しい青い石を敷き詰めた鎌倉時代の池泉跡が見付かり、新聞報道され、同年10月3日の現地説明会には多くの方が訪れたことを皆さんも御記憶のことと思います。専門家は、他に例を見ないと高く評価いたしました。

2014年、小野薬品新社屋建設に当たり、発掘調査された際、発見された西浦門前遺跡は、後鳥羽上皇の神御所とされています。尾山遺跡の池泉跡と同一デザイン、同一構法、同一石材であるため、西浦門前遺跡と尾山遺跡の池泉の関係が一体何だったのか、類を見ないと言われた池泉が一体誰によって、何のために作られたのかを解明するために更に調査すべきでしたが、開発工事のためにすぐに壊されてし

まいりました。西浦門前遺跡については、いまだに現地に説明板すらもありません。

2021年11月の島本町文化財保護審議会の冒頭、吉原会長からは、承久の乱からちょうど800年に当たるこの発見は、島本町が全国に知れ渡る、千載一遇のチャンスとの挨拶がありました。審議会では、行基の師であった道昭に関わった可能性のある御所池瓦窯跡は、飛鳥時代から奈良時代にかけての時代のもので、この地域が古代から大変重要な場所であることが、生涯学習課から資料として提出されました。

また、資料5-1にもありますように、9月に日本庭園学会会長大澤氏より、水無瀬離宮を活用した地域づくりへの緊急提言が提出されました。提言は、越谷遺跡の南側に残る州浜形状地形は、北側の御所池と一体の池であった可能性が高く、源実朝が鎌倉に作った大慈寺の園池とよく似た形状であり、実朝と後鳥羽上皇の交流を物語る遺構の可能性があり、開発されるなら、緊急に発掘調査による検証の必要があるとの内容でした。しかし、そのいずれも工事が優先され、町民に対する現地説明会も行われず、州浜形状地形は、十分な調査がなされることもなく埋め戻されてしまっています。これが在りし日の州浜でございます。日本史の中で大きなターニングポイントの主役であった後鳥羽上皇の水無瀬殿は、この島本町にあったことがはっきりしています。

しかし、訪れた人々に対し、水無瀬離宮本御所跡と言われている水無瀬神宮以外、離宮関連の遺跡の場所を示すものはなく、調査も不十分なため、町内外からの来訪者も島本町の歴史遺跡の案内が「不親切で分からない」、「どこを見たら良いのか分からない」との声を度々耳にします。

こちら、隣町の大山崎町では、マンションの敷地内にこのような案内板が設置されております。承久の乱から800年の翌年、今年のNHK大河ドラマに『鎌倉殿の13人』が取り上げられ、後鳥羽上皇が登場し、源実朝との関わりが取り上げられました。私たち市民グループは、『大河ドラマ鎌倉殿』の時代の島本」という3連続講座を行いました。どの講座も大人気で、特に2回目は、9月18日に大河ドラ

マ『鎌倉殿の13人』の時代考証をされている長友氏を招き、ケリアホールでの開催には120名が来られました。その多くは町民で、町民の町への歴史の関心の高さを感じました。「島本の歴史はこんなにすごいとは知らなかった」、「これからも続けてほしい」と多くの声を頂きました。長友先生からは、「実際のこの場所に何らかの形で残すことが絶対に大事ですよ」と、アドバイスを頂きました。

また、11月2日のNHKの人気番組『歴史探偵』では、御所池と実朝が作った鎌倉の大慈寺の関係について放映されました。日本中の視聴者が目にし、町の観光資源として大きな宣伝のチャンスでしたが、全く生かされていません。町外や海外の友達からも、「NHK大河ドラマが放映されると、町を挙げてのアピールがあるのが普通なのに、なぜあなたの町は何もしないの」と、不思議がられています。それどころか、今年6月から開始された越谷遺跡の文化財調査に至っては、開発業者が州浜状地形の遺跡を破壊するといった看過できないことが起こり、朝日新聞に大きく取り上げられました。

9月1日の文化財保護審議会でもこの件について、JR島本駅西土地地区画整理事業組合理事、清水氏が報告書内で陳謝されています。その後、工事がストップし、州浜状地形が園池の州浜であるか否かが町と専門家により議論されました。しかし、州浜状地形が人工堆積であれば州浜、自然堆積であれば州浜でない、といった一定の観念に捕らわれたまま、調査が進行してしまいました。

10月14日から、自然堆積か否かを巡り、専門家の調査がスタートしました。10月4日、14日の2人は自然堆積との見解、15日の2人は人為堆積との見解と、見解が分かれましたが、町は、自然堆積を採用しました。しかし、町がどんな理由で自然堆積と判断したのかが分かっていません。10月17日には、島本町に対し、文化財保護審議会から、越谷遺跡の発掘調査の公開と検証を求める緊急要望書が提出されました。

10月18日、4人の専門家と新聞社2社が現場視察をしました。私もその時、その現場にいました。開口一番、町の担当者は、「18日の現地視察は開発のための視察であり、その後埋め戻す。」と言いました。一般社団法人鎌倉・中世文化研究センターの馬淵氏は、地層を見

て、これは資料3です、「これは、州浜であり、3つの盛り上がりがある。州浜は、何度も作り変えられることがあり、鎌倉時代の州浜は自然堆積を利用する場合があるので、堆積が人口堆積か自然堆積かは関係がない。一番下の盛り上がりは、後鳥羽上皇時代か、それ以前の可能性が高いので、掘り出して調査すべき。同時に平面を掘って州浜の形を掘り出さなければならない。」との見解を述べられました。ここで、人口堆積ならば州浜、自然堆積ならば州浜でないといった今までの調査の論点が否定され、州浜の形を掘り起こす、平面での発掘調査の必要性も指摘されました。

しかし、町は、18日の現地視察は開発のための視察であり、その後埋め戻すとの姿勢を変えず、調査が不十分なまま埋め戻してしまいました。つまり、調査ではどのような事実が判明しようと開発は続行するとの姿勢で、これは、調査をしても、しなくても、開発ありきで調査の意味がなかったこととなります。

調査再開を求める住民団体は、10月21日で要望書を町に提出しました。要望書に対し、町は「歴史上重要な発見と言えるものはなかったと判断した。」と回答しました。町が調査しない理由がそうであれば、現地視察した著名な専門家の方々の見解とは大きく違っているため、今まで町に来ていただいた専門家の方々に今回の調査の結果を説明され、検討会にもっていくことが公正であると、私は思います。

11月2日、大阪府に全国の歴史専門家より、水無瀬離宮の徹底した調査と保護、周知・徹底を求める署名311筆が提出されました。島本町には、10月20日に同じものが提出されています。私も、その時に同席いたしました。その際、大阪府職員は、19日に現地を訪れた時に、「自然堆積だから調査しなくても良いとは言っていない。平面に掘る必要がないとも言っていない。」との発言があり、町の発言と矛盾しています。この顛末は、朝日新聞の11月9日、資料1・2に報じられ、島本町の文化財保護法に対する姿勢の問題点が全国に知れ渡ることになってしまいました。このことは、島本町にとって大変不名誉なことで、事実が結局分からないまま埋め戻してしまったという中途半端な調査に不信感が残ります。多くの著名な研究者が、盛り上がりは州浜であり、御所池と南側一帯の池であったと言っています。

町は、盛り上がりは自然堆積であり、州浜でないという見解ですが、盛り上がりは自然堆積であることが州浜でないという理由にはならないということは、馬淵氏が指摘されています。また、町は池ではないと言っていますが、その証拠はありません。

もう一つの大事なことは、地層にあった遺物のことです。町からは、13世紀後半の土器が出たので後鳥羽上皇以降の地層でしたと聞いていますが、その土器を見たのは町の担当者のみで、池の可能性を知っている専門家は、誰も見ていません。

二人目の請願者

島本町民の末岡です。先ほど時間がなかったので、読ませていただきます。

このまま、越谷遺跡は何だったのか詳しいことは分からないまま調査を終えてしまうことは、町民としても、対外的にも大変遺憾です。まずは、町を始めとする、「州浜は自然堆積であった。池でない。」という立場の研究者と、「州浜であり、池である。」とする双方の専門家による検討会を開催してください。その時には、出土した土器も、その分野の専門家を加え、検討してください。

一方の意見だけでは不十分であり、土器の検証も一部の人間しか見えていないことは、町の学術的・科学的な姿勢が問われることで不明瞭です。どうか、教育委員の皆様、他市町村が羨む多くの文化財を内包している島本町の文化財を生かして、御所池周辺を美しい歴史公園にすることができないでしょうか。町民と手を携え、島本町の歴史遺産を生かし、活用し、この町で育った子どもたちが誇りを持つすばらしい成長を町にもたらすように、皆様の公平公正な審議をお願いいたします。

資料の1ですけども、ここの最後の段落ですけども、文化庁は、1998年の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」という通知で、遺跡保存のために埋め戻しや盛り土を行うと地形などが大きく変わり、その後は試掘や確認調査を行うのが難しくなることから、盛り土を施す以前に「地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲、遺跡の内容・性格などを記録していく必要がある」というふうに書かれています。これは、今回の開発に関する調査で盛り上がりがある、やはり何回もこの鎌倉時代の庭園の発掘調査をしたことは、馬淵氏が「盛り上

がりを平面的に少しやはり掘って、その性格をちゃんと出してください。」というふうに言われているのにもかかわらず、それをやらずに埋め戻してしまって、実際の性格などをきちんと残して把握するということができてない状態です。

なので、十分な検証をするよう、追加で今さっき白藤さんからも言われたように検討して、また必要があれば再調査というのをさせていただきたい。これは、文化財行政を担う教育委員会の意思決定でできる話なので、そこはしっかり皆さんも職責を持つと思うので、やっていただきたいと思います。

郷土史家の奥村寛純さん、教育委員会の委員もやっておられました。『水無瀬野をゆく』という本を書かれていて、島本の歴史を書かれているのですが、少し読ませていただくと、「水無瀬ノ忠誠は古代ひいては、それ以前の解明は今なお、厚いベールに閉ざされた部分が多く残されている。今までこれだけの土地でありながら、本格的な遺跡調査や発掘は全く行われていないのが実情であるから、早急な解明が望まれている。急ピッチで進む都市化の波に押され、はや永久に失われて、埋蔵遺跡や遺物などもあることだろう。」というふうに書かれています。正にここですし、このまま市街地化が進んでしまえば、この生活というのが、もう市街地のまま地下で眠ってしまって解明されずに放置されてしまうということが非常に危惧されております。そこは、熱意を持って教育委員会の皆さんも動いていただきたいと思いますというので、これだけの町民、町内外の署名を集めて今回請願をさせていただきました。

また、本来であれば、今回のような開発に伴う発掘調査というのは、開発工事をやっている組合の方で負担するべきものなのですが、本来、現在埋め戻しが行われてしまって、もし開発者の追加調査で費用負担が難しい場合は、文化庁の文化財緊急調査費国庫補助という制度があります。これを使えば、地方自治体の行う埋蔵文化財費用の半分が国の補助金で支給されます。特に、補助事業の中の重要遺跡確認緊急調査というのは、重要な遺跡の保護を図るために、遺跡の範囲及び性格を確認する調査に適用でき、今正に今回も写真等で、3層に渡る盛り上がりを確認できています。それを、水無瀬関連遺跡の意向を

把握される可能性があるために、私も文化庁の方に問い合わせたのですけれど、「適時、地方自治体が相談してくれれば、この補助事業を活用できる可能性があるので、それはもし追加調査したかったら相談してください。」というようなこともおっしゃってました。

このような半分国が援助して、とにかく遺跡の保全、そして、解明というのはしっかりやっていただきたいということで、万全の国の体制も取ってるのだと、地方自治体の意思決定に関わっていると思っています。

もう一つが、西浦門前遺跡も本当に自分は史跡級の発見だと思っています。それが十分な案内板もないし、実際にその遺構も残されずにもう開発されてしまっていて、なくなってしまっている。もう水無瀬離宮跡というのは、ほぼ確定しているような遺跡も、もう何も残っていないという状況が今の島本町の現状です。

文化庁は、「文化財保全活用地域計画というのを作ってください。」というのを今、各自治体にやっています。隣の高槻市も、教育委員会がこれを作るものなのですけども、もう100何十ページにかけて、『高槻文化財保存活用地域計画』というものを作ってます。これは、面的に文化財というのを保全活用して、地域の文化・歴史を踏まえたまちづくりをするために、個々の発掘調査を残してはいけないので、ここはどういう地区か、今後は文化財をどういうふうに残していくか、発掘していくか、残していくかというのを、まちの歴史を踏まえて、中長期的に計画を立てるということは、個々の発掘調査を場当たりに、市街地にするという前提で、ちょっと掘って、「もうスケジュールがあるので、埋め戻します。」みたいな感じでの自治体行政でしたら、もう残していけないし、解明していけないという状況の中で、島本町としてもこれをしっかり作っていただきたい。これは、教育委員会が作るものです。

案内板の設置をすると、国の補助率も上がります。ということは、余り島本町の費用が負担なく、いろんな新興施策を取れることができるということで、島本町はいまだ作られていないので、これに対しても、文化財保全活用地域計画を作っていただきたいというふうに思っております。これも要望として行わせていただきます。

本当に、私も、この本を読んでも、ここ三川合流の地点で、古代から水運が一番重要な輸送路だったのです。その三川が合流して、山陽道が通る西国に唯一つながる道がここから通っていると。山科と琵琶湖に抜ければ北陸、そして、中山道や東海道につながるような過去の道も通ることができる。こんなに長岡京から含めて都が来た、高槻には継体天皇の天皇陵もあるということで、本当に古代、中世の中心地だったのに、交通の要衝で、いろんなものがあつたはずなのに、まだ解明されていません。これらをしっかり後世に残していくためにも、もう場当たりの文化財行政じゃなく、積極的な文化財行政というのが必要とされていると思います。それを、教育委員会も含めてイニシアティブを取っていただきたい。そのように思っております。

教育長

それでは、請願者の方は御退席願います。

〔事務局職員の案内で請願者2名 退席〕

教育長

続いて、本請願に関する事務局の説明を求めます。

生涯学習課主査

今回の発掘調査、越谷遺跡発掘調査の経緯について、説明させていただくのですが、その前に、埋蔵文化財行政の基本理念について簡単に御説明させていただきます。

『埋蔵文化財は、可能な限り地中に残し、調査や研究は、後世に委ねるべき』という理念を基に執行しております。発掘調査自身が、調査することにより遺跡を破壊する行為であるため、開発によって破壊される際に後世に記録として残すために、最終手段として実施するものでございます。将来的に発掘調査を実施しなくとも、遺跡を破壊することなく解明することができるようになる可能性や、遺跡が破壊されるにしても、より優れた技術や知識を用いて発掘調査を実施できるようになる可能性があるためでございます。そのため、発掘調査は最低限にとどめ、大切に後世に引き継いでいかなければならないものです。

開発に伴う発掘調査は、遺跡が破壊される場所又は恒久的な構造物の設置により、当分の間遺跡が人の手から離れる場所が発掘対象となりますが、今回の発掘調査は、土地区画整理事業に伴うものでありますので、越谷遺跡内の恒久的な構造物である道路が敷設される場所のうち、縮図調査により遺構遺物の存在を確認した場所を対象として実

施したものでございます。発掘調査は、遺跡を破壊する原因となった開発事業主にその費用を負担していただくこととなっておりますので、今回も通常どおり土地区画整理組合に発掘調査費用を負担していただき、実施したものでございます。

また、今回の発掘調査を実施する前段といたしまして、越谷遺跡周辺に後鳥羽上皇が造営した水無瀬離宮の庭園の木が存在するという研究者の方々がおられまして、「越谷遺跡周辺は、開発せずに元の地形のまま残すべきである。」と主張されておりました。

組合から立会い調査の実施について、事務局に対して協力依頼がありましたので、このことに関しましては文化財保護に起用するという考えの下承諾いたしまして、立会い調査を実施しました。そうしましたところ、遺構遺物の存在を確認いたしましたため、事業主と協議をし、発掘調査を実施することとなったものでございます。

今回の発掘調査の成果につきましては、後鳥羽上皇が隠岐に流された後の時代であります。鎌倉時代も後半の生活面に少数の遺構が見つかっております。鎌倉時代後半のこの付近に、集落などが築かれたのではないかと考えられます。この地に水無瀬離宮の庭園が存在すると主張されている研究者の方たちは、源実朝が作った鎌倉の大慈寺の庭園にある池の形状とこの付近の地形が似ていることから、この場所に水無瀬離宮の庭園に関する池が存在するのではないかと主張されております。

越谷遺跡内に残っております、岬状の地形と研究者の方がおっしゃられている地形があるのですけれども、先ほど陳述人の方も写真で提示されているかと思うのですけれども、資料29ページのこの下の2枚の写真のようなものがあるとおっしゃられております。真ん中の写真を見ていただきますと、池の際のところには石があるのが見えるかと思えます。こちら、池の中に石が敷かれている状況かと思えますけれども、このように石が敷かれている状況というのは、今回の発掘調査では確認できませんでした。また、池であれば必ず泥が堆積するのですが、そのような泥の堆積は、全く確認できておりません。このことから、少なくとも、この地に池が存在したということは考えられません。

次に、資料3の27ページを見ていただきたいのですけれども、こ

ちらの模式図です。当初、研究者の方々は、高まり2を後鳥羽上皇時代のものであると主張されておりましたが、その時代よりも後の時代のものだと判明いたしますと、もっと深いところに高まり3が存在すると意見を変えられております。その高まり3の調査をしないまま、調査を終了したと批判的に新聞報道などもされておりますけれども、高まり3と言われているものよりも深い場所まで地層の堆積状況の確認を行ってございまして、その結果、断面的ではありますけれども、高まり3のようなものが存在しないことは確認しております。

また、この発掘調査が始まる前にも、研究者の方々と発掘調査の方法について話し合いを行いまして、現在の地形である高まり1について、研究者の方々は、高まりの形状、後の時代を踏襲して作られたものが高まり1であり、重要な事項であると主張されておりました。

それに対して、事務局としては、土石流等により形成された自然堆積物と考えており、見解の相違がありました。これについては意見が平行線であったため、このことをはっきりさせるためにも地質の専門家に見ていただく必要があると研究者の方が申し上げられましたので、事務局としても地質の専門家に見ていただく方向で進めておりましたので、了承して、地質の専門家の方に見ていただくことといたしました。

下層の堆積状況の確認時も、研究者の方から紹介していただきました歴史・地理及び堆積学の専門家2名にも来ていただきまして、地層の確認をしていただきました。その時に、人口堆積である可能性があるかということを確認していただいたところ、両名とも、明らかな自然堆積である、との回答を頂きました。

また、その時に大阪府の文化財保護課の職員も現地確認をしていただきまして、自然堆積と考えられる洲浜でもない土層を平面的に調査する必要があるかということを探ねましたところ、大阪府の基準においては調査対象とならないというような意見を頂いております。

このように、異物を含まない自然堆積層については発掘調査の対象とはなりませんけれども、上層の理解を深めることを目的として、より深い場所まで掘削を行い、確認しており、それでも遺跡が存在しないことを確認しております。

そのため、研究者の方は、高まり3の調査を実施せず、調査が不十分であると言われておりますけれども、遺跡が存在しているところまでは十分な調査を実施したところであり、更に下層まで確認しているところがございますので、事務局の調査書が非難されるということはないかと考えております。

また、下層に高まり3といった遺跡が存在いたしませんので、事務局と研究者の見解が異なっているからといって、組合が遺跡を破壊したことに対する、原因者の発掘調査費用の負担を負い、調査を続行する必要もございません。当然、事務局としても、発掘調査の続行を組合・事業主に対して求めることもできませんし、いたしません。

また、下層の堆積状況の確認をしに来ていただいた、歴史・地理及び堆積学の専門家2名。また、来ることのできなかつた堆積学の専門家1名。他にも来ていただきました三重大学の名誉教授などからも、池のような堆積は認められず、水無瀬離宮の庭園とは考えられない、と意見を頂いております。

また、少し付け加えではございますが、鎌倉市の馬淵氏が来られたときには、高まり3があるというような言い方ではなく、人口堆積ではないかというふうにおっしゃられております。その後、下層確認を行いまして埋め戻しを行っておりますが、埋め戻しの最中に、高まり3があるという馬淵氏の意見が、他の庭園の研究者の方から申し立てられております。

調査の経緯の概要については、以上でございます。

それでは、改めまして、請願事項についての事務局の考えを述べさせていただきます。

17ページを御覧ください。

請願事項でございますが、一つ目の「JR島本駅西地区の越谷遺跡について、新聞報道の内容を含めた町と有識者による見解の検証と双方から納得のいく説明を求めます。そのうえで住民への現地説明会実施を求めます。」につきましては、有識者等から御意見を頂きながら発掘調査を実施し、既に現地での検証は十分にできたものと考えております。発掘調査の内容に関する見解につきましては、整理作業終了後、報告書刊行によって、本町の見解を公表する予定となっております。

また、現地説明会につきましては、通常、発掘調査現場は工事の敷地の範囲内であり、現場管理上、不特定多数の住民に御来場いただくことはできませんが、本町の歴史上重要な発見があった場合には、事業主と協議した上で開催してきたものです。全ての文化財が重要なものであるため、当然、今回の発掘調査成果についても貴重な資料として蓄積していきますが、本町の歴史上、重要な発見や特筆すべきものというわけではございませんので、現地説明会の開催はいたしません。

ましてや、十分な調査を行い、既に記録保存を終えておりますので、再度現地を掘り返した上での現地説明会を開催するといったことはいたしません。

二つ目ですけれども、「水無瀬離宮関連遺跡の調査・保存・活用を求めます。」につきましては、当然、水無瀬離宮に関連する遺跡に限らず、従来どおり丁寧な調査の実施に努め、必要に応じて文化財の保存・活用を行い、文化財の普及の啓発に努めてまいります。最初にも述べましたとおり、文化財保護の大前提としては、発掘調査自身が、調査することにより遺跡を破壊する行為でありますので、極力避けなければいけない。記録として後世に残す必要があります。将来的に発掘調査を実施しなくとも、遺跡を破壊することなく、解明することができるようになる可能性や、破壊されるにしても、より優れた技術や知識を用いて発掘調査ができるようになる可能性があるため、大切に後世に引き継いでいかなければならないものです。

越谷遺跡につきましては、今後、開発内容を確認し、遺跡が破壊される場所については必要に応じて調査を実施いたしますが、破壊されないところまで調査範囲を広げ、水無瀬離宮の解明や水無瀬離宮を利用した観光のために調査をして、遺跡を破壊するような行為は、文化財保護法の理念から外れるものでありますので、実施はいたしません。

そして、三つ目、「町内の遺跡に説明板を設置し、周回できるような遺跡地図の作成を求めます。」についてでございますが、重要な発見があった遺跡については、説明板だけでなく、効果的な文化財保護の普及・啓発ができるように検討いたしますが、現状、本町の遺跡で誰がどのような目的で、どのように作ったものか、また、その範囲や存続期間等まで解明できたものがないため、現状で説明板設置の予

定はありません。

遺跡地図につきましては、既に町内の文化財を掲載いたしました、遺跡案内図や『島本マップ』、遺跡の範囲を記しました町内遺跡分布図等がありまして、また、役場や歴史文化資料館の配架やホームページに掲載しております。町内の文化財もあるウォーキングコース等も設定されており、その地図をホームページに掲載しておりますので、改めて作成する予定はございません。

以上で事務局からの説明を終わります。

教育長

これより本請願に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

とても貴重な意見を頂きまして、本当にこちらも興味がある内容ですので、御意見を承りました。私も、この文化財保存というのはとても大切なことだとは思いますが、この時期というのが少し性急だったような気が私もしまして、何かその流れ的などころで、今ここで陳述というところは、この時期でないと駄目だったのかなというふうに思うのですが、私も少し読み込みを余りできていないので、この前のこの書類を見させていただき、それから今皆さんからお話を頂きというところで、何かもう少しお時間があれば何か助かったなというふうに思うのですが、その辺りはどうだったのでしょうか。

生涯学習課長

今回請願を頂いて、今回の内容を踏まえて、正直申し上げたら少し規則上は請願が出された後の直近の教育委員会議にかけるとなっておりますことから、今回かけることにはなるのですけれども、内容が非常に、かなり量が内容的にはボリュームのあるものの御意見を頂いておりますので、1か月、時間を次の教育委員会議にかけられないかというお話をさせていただいたんですけれども、今回やるに当たっては、事務局の方からもこれをいつまでに出したらいいのかという問合せは既に頂いておりまして、その中で詳しい内容は承知できていなかったんですが、12月1日までであればということで、回答もさせていただいたという事実もございます。それも踏まえて、一回この出てきた内容を再度、事務局の方で見させていただいた会議で、少し1か月、次の回でどうかという話をさせていただいたんですが、今回御要望された方からは、今回の12月の中でかけてほしいということをおっし

やられましたので、今回上げさせていただいたというのが経緯でございます。

教育委員 今回212名の請願の方がいらっしゃいますけれども、島本町の方とそれ以外の方の割合というのは分かりますか。

教育総務課長 今回の請願者の方、総勢212名の方がいらっしゃいます。そのうち町内の方は、153名いらっしゃいました。一方、町外の方は、59名の方がいらっしゃいました。ですので、内訳の比率といたしましては、町内対町外がおおむね3対1の割合で出されたものであると認識しております。

教育委員 請願事項の三つ目の「町内の遺跡への説明板の設置、周回できるような遺跡地図の作成」というところに着目したのですけれども、もう既に町の方では、こういったことに関する地図であったりだとか、案内のものであったりだとかということは、作成しておられると思うのですけれども、もう少し詳しく、その辺り教えていただけたら有り難くて、それによって考えることができるかなと思いましたので。

生涯学習課主査 まず、地図といたしましては、史跡案内図といった島本町の文化財、特に町指定文化財や国宝重要文化財という指定を受けている文化財等を掲載したものが 있습니다。また、『島本マップ』というにぎわい創造課を中心として作成しているものがございまして、こちらの方は、文化財だけに特化したものではなく、他の観光だとかその他のものを多く含めているんですけども、その中でも、水無瀬神宮だとか、代表する文化財を含めまして、今回話にも出ていました、現在小野薬品さんになっているんですけども、後鳥羽上皇の関係が出た遺跡であるあの西浦門前遺跡等も掲載されている地図というものがございます。

教育委員 先ほどのお話の中で文化財保全地域計画が、お隣の高槻市であるということですけども、島本町としてはこういう計画についての考えというのは現在どんなことを考えているのか。今後どういうふうに、どういう方向でいかれるのかというのはあるのでしょうか。

生涯学習課主査 文化財保全地域計画、最近になって計画されるようになっている市町村が増えてきてはいるのですけれども、おそらく大阪府の中でもまだ二、三市町村ほどかなと思います。おそらく、河内長野とか泉佐野、高槻がそれに向けて今頑張っているというところではあるのですけれど

ども、それに対しての事前調査だとか、委員会を作成までするのにかなりの労力が費やすことでもありますけれども、それについては、まだ島本町としては現状では検討段階というところで、策定に向けて動くかどうかという段階ではない状態でございます。

教育委員

開発に伴う発掘調査で、歴史上重要であれば見せていただいたこともあったと思うんです。そういうことに関して、町は、私たちに対しても見せてもらっていたりしたのですけれども、今回立会いがなかったというのは、そこまでのものが出てきていなかったという見解でよろしいでしょうか。

生涯学習課主査

委員のおっしゃるとおりです。繰り返しにはなりますけれども、基本的には工事の事業主が行われる工事の中ですので、通常、住民は入ることが難しい状況ではありますけれども、非常に重要なものがありましたら、事業主と掛け合った上で、一回工事を止めていただいて、その日は見ていただく日にして、準備を設定するというのをいたしますが、今回につきましては、それほどのものというのは遺構としては出てきておりません。

ただ、もちろん全ての文化財においては、重要なものですので、皆さんの現地見学という形はしませんけれども、報告書で刊行だとか、今後、毎年行っております町内発掘調査成果速報展での展示等を皆さんに御紹介などをしていきたいと考えております。

教育委員

白藤氏から言われたのが、土器が出てるんだけど、それが決まった人しか見てなくて、そういうのも見せてもらえてないというような発言だったと思うんですけど、その点はどういうふうになつてるんでしょうか。

生涯学習課主査

まず、見せてもらっていないという御意見につきましては、10月18日に研究者の方たちに現地を見ていただくという会を開きまして、その時の発言だとは思いますが、その時に、土器、特に高まり2を構成する土の中から出てきた陶磁器を見せてくれないかというふうに言われたんですけども、その時は、現地に土器を置いていなくて、整理作業のため整理作業所の方、実際、発掘調査を担っていただきました株式会社島田組というところの作業所で整理作業をしていただいているところですので、ピンポイントで陶磁器というものは現場の

事務所のところには置いてなかったもので、もうほとんど少ないですよ
ということはお伝えさせていただいております。

また、その時に、「土器の年代を研究されている非常に有名な方が今
から来られるので、見せてほしい。」というふうにおっしゃられたので
すけれども、その見ていただく会の次に文化財保護審議会の委員に見
ていただくことといたしましたので、あと1時間に区切らせていただ
いてたのですけれども、その1時間以内にその方が結局来られなくて、
そのまま解散されたというふうな流れとなっております。

教育委員

専門家3名の方が来られて、話を聞かれて、3名の方のうち2名が
自然というふうに言われて、1名が人工ではないかというふうに言わ
れたと解釈してるのですが、その1名の方も、どこかでその意見
を変えたみたいなこと、高まり2から高まり3に意見を変えているみ
たいな話なかったでしたっけ。

生涯学習課主査

地質の方が、その自然堆積、人口堆積、分かれたと言いますのは、
高まり1についてでございます。高まり1につきましては、2名の方
が自然堆積、おそらく土石流によって形成されたものだろうというふ
うな御意見を頂きました。1名の方につきましては、人工的に積んだ
ものであるけれども、水無瀬離宮に関するものではなく、おそらく農
地だとか生活面とかを守るために、土砂崩れから守るために、バリケ
ードのような形で積んだものではないかというような御意見を頂きま
した。そして、高まり3があるというふうにおっしゃられているとこ
ろ、その下の方が掘られた、下層確認の時には、1名の方は都合によ
って来ていただくことはできませんでしたけれども、2名の方、その
人工的に堆積しているというふうにおっしゃられた方も含めまして、
2名の方に見ていただきまして、その下の部分については、自然堆
積だというふうな御意見を頂いております。

高まり2が、当初、後鳥羽上皇のものだとおっしゃられていたのが、
その地質関係の方ではなく、ここに水無瀬離宮の庭園があるとおっし
ゃられた方ですけれども、最終的には、更に下の高まり3があの水無
瀬離宮のものだというふうに意見を変えられております。

教育委員

それで、高まり3までは掘ったということですね。

生涯学習課主査

平面的には確認しておりませんが、地質の確認をするために

深くまで掘り下げて、断面としての確認はさせていただいております。

教育長

他に御質問はございますか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本請願に対する討論を行います。

教育委員

白藤氏が出されたこの請願なのですが、一番下のところに「住民への説明会を求める」というふうに書いておられます。これは、やはり島本町に住んでいて、私もそこら辺には住んでいるので、とても興味はあります。今までこのようなどなたかに調査をしていただいて、こういうふうな感じですよというようなことは、報告書か何かで出すようなことを考えておられるのでしょうか。

生涯学習課主査

越谷遺跡に限らず、発掘調査を終えましたら、報告書を刊行いたしますので、今回の発掘調査の内容につきましては、発掘調査の報告書として刊行させていただきます。また、毎年夏頃に、先ほど申し上げましたとおり、歴史文化資料館にて、町内発掘調査成果速報展という形で展示を行っておりまして、前年の発掘調査内容等を展示しているのが通例となっております。まだ何を展示するかというのは決まっておりますけれども、越谷遺跡についても展示させていただくか検討させていただきたいと思っております。

教育長

今の回答を受けて、御意見等がありますか。

教育委員

今聞いていて、調査の評価の仕方が少し違うような気がしました。地質とかその辺りは全然分からないので、専門家の方にお任せするしかないのですが、教育委員といえども、その辺りを熟知しているわけではないです。だから、専門家のやはり意見を聞いた中での、その今の見解を聞かせていただくと、やはり学術的なその調査方法というか、その評価方法がそれぞれの平面的な方がいいとか、何とかでいいとかということであれば、やはりそれはずっと何がいいのかという平行線をたどると、もうとても時間の掛かるものかなというふうに思います。

ただ、それを一定基準というものがもし大阪府にあるのであれば、今まで他の地域もたくさんこの辺りにはあると思っていまして、それも今までのもしかしたら基準に沿って、埋め戻しをしたり、置いておいたりというようなことがあったのであれば、その基準というものを

変えるか、何かがないとなかなか今の私のところで、そのままとどめ置いた方がいいとかというのもとても言いにくい気がしました。

教育長 他に御意見ございますか。

教育委員 私も同じような意見なのですけれど、専門家の方を交えて調査をされていて、まだその報告書が完成していない段階で何かを判断するのは、止めるということ判断するのは、少し難しいのかなというふうに個人的には思いました。きちんとその調査の結果や報告が出た段階で、検討すべきことなのかなというふうに思いました。

教育長 他に御意見ございますか。

教育委員 私も専門知識はないのですけれど、専門家の方からの意見を踏まえて、報告書が出て、そこからの話かなというふうに思います。

教育長 他に御意見ございますか。

教育委員 私も同じくになるのですけれども、報告書が一定出されるということと、それから先ほど担当者からお話があったように、一定説明会という名ではないのだけれども、前年度の、当年度の速報として発掘されたものが公開されるということで、一定の説明の場もあってというふうになっています。なおかつ、その調査については、それも他の教育委員がおっしゃっていましたが、専門家の方の本当にその専門的な知識によつての判断になってくるかと思しますので、それが一定手続を踏んだ上で、その調査の判断が出されたものに沿って、この判断が出ているのであれば、あとはその説明の場で皆さんに周知していくという形になっていくのかなというふうに思います。

教育長 他に御意見ございますか。

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより本請願について採決を行います。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成委員 なし〕

教育長 挙手なしであります。

よって、本請願は、不採択とすることに決定しました。

それでは、以上をもちまして、令和4年第13回教育委員会定例会を閉会いたします。